

## AI・データに関するトラストの動向

世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター  
プロジェクト戦略責任者 工藤 郁子

米国、欧州、中国、インドなどでAI・データに関するルール形成が進展している。いわば各国の「遠心力」が働いている状態であり、規律の枠組みは複雑化・多元化しつつある。しかし、グローバルに事業を展開したい企業にとっては障壁となりうる。そのため、国際的なインターオペラビリティを確保することが大きな課題となっている。この難問に挑戦している構想こそが「DFFT (Data Free Flow with Trust, 信頼ある自由なデータ流通)」だ。提唱国である日本は、2023年G7サミットのホスト国となる予定であり、「求心力」の発揮が期待される。本稿ではAIとデータ、中でもAIの学習・推論の際に重要不可欠であるデータを中心に、各国・地域のルール形成の動向を検討する。

1. AI・データに関する  
ルール形成の概観

AI・データのルール形成という、規制論や産業政策の客体としての側面だけに注目が集まりがちだ。しかし逆に、AI・データは、規制論や産業政策に影響を与える主体としての側面もある。技術と社会は相互に作用しながら形成されることを忘れてはならない。

例えば、ウェブサービスやアプリなどが普及するにつれ、リスクも顕在化し個人情報保護の重要性が広く認知された。他方、規約などを読まずに同意する利用者が多いのが実態だろうし、IoTによって利用機器が膨大になればいずれヒトの認知限界を超える<sup>1</sup>。そうであるなら、「通知と同意 (notice and consent)」によって守りたかったはずの個人の権利や自由について改めて考察し、ルールを再構成する必要がある。

ルール形成の主体も変わってきた。政府は権力を特権的に利用できるが、情報分野についてそうであると

は限らないからだ<sup>2</sup>。技術革新が激しいAI・データのような領域では、現状をよりよく把握して規律内容を専門化すべく、多様な利害関係者の持つ知見を利用する方法が採用されやすい。そのため、自主規制の主体または規制作用の媒介者として、企業がますます重視されるようになった。

このように、AI・データはビジネスや社会を変え、ルールのあり方も変えようとしている。以下で素描する各国政府の取り組みは、「正答」や「誰もが納得できる価値」が見えない中、おのおのそのあり方を模索するものと言える。

## 2. 米国の動向

いわゆる「GAFA (Google, Apple, Facebook, Amazon)」と呼ばれる米国資本の大手ITプラットフォーム企業群は、近年厳しい批判に晒され、政策的対応も行われてきた。2010年代後半、その主戦場はEU一般データ保護規則 (GDPR) などプライバシー領域だったが、現在は寡占禁止などの競争法領域に戦線が拡大している。

その象徴が、米国連邦取引委員会のトップとしてバイデン政権が指名した法学者のリナ・カーンだ。カーンは、Amazonの寡占性を批判する論文「Amazon's Antitrust Paradox」で注目を集めた<sup>3</sup>。カーンの他にもGAFA批判で名高い有識者が次々と米国政府の中枢に登用されている。

個人情報という非価格変数が競争変数であることが(再)認識されると、「個人情報から生じる経済的価値を、例えば知的財産のように扱ってもよいのか？」が問われるようになるかもしれない。

<sup>1</sup> Solove, Daniel J. "Privacy Self-Management and the Consent Dilemma." *Harvard Law Review* 126 (2013): 1880.

<sup>2</sup> Schulz, Wolfgang, and Thorsten Held. *Regulated Self-Regulation as a Form of Modern Government: an analysis of case studies from media and telecommunications law*. Indiana University Press, 2004. 11-12

<sup>3</sup> Khan, Lina M. "Amazon's antitrust paradox." *Yale LJ* 126 (2016): 710.

この問いに、米国と欧州は異なる立場を採っているように見える。例えば、CCPA (California Consumer Privacy Act 2018, カリフォルニア州消費者プライバシー法) は、個人情報収集時の「対価」提供を許容するが (同 1798.125 条)、これは財産権的な捉え方をしていると考えられる。個人情報の売買を「臓器売買」の比喩で表現するなど、人格権的な捉え方をすることが多い欧州とは対照的である<sup>4</sup>。

CCPA の背景には、利用者に由来する情報から企業は利益を得ているのだから、無料サービスだけでなく金銭的価値を利用者に還元すべき、との発想がある。公正性に根ざした発想であり、倫理的非難を直ちに被るべきものではない。

### 3. 欧州の動向

欧州のルール形成については、「AI 規制枠組み規則案」が日本でも大きく報道された。利用リスクに応じて AI を 4 類型化し、それぞれのリスクレベルにおいて求められる対応を整理したものだ (図表 1)。

使用禁止	原則使用不可 例：警察による公共空間でのリアルタイムの顔認証技術を用いた捜査 (行方不明者の捜索、テロリストの脅威防止など除く)
高リスク	事前／事後審査が必要 例：一般的な顔認証、インフラ管理、企業の人事、国境管理
低リスク	利用者に AI と通知するなどの措置 例：チャットボット
最小リスク	例：迷惑メールフィルタリング

資料：欧州委員会「AI 規制枠組み規則案」資料より著者作成  
図表 1 AI 規制枠組み規則案の分類

他方、あまり注目されていないかもしれないが、データを巡る重要法案も提出されている。「Data Act」は、企業間 (B2B) や企業・行政間 (B2G) の公正なデータ共有に関する法案であり、GDPR では射程に入らなかった領域の規律をめざす。

B2B データについて、例えば、農家が自動車メーカーからトラクターを購入した際、走行履歴データなどの利用権は自動車メーカーに専属し、農家が第三者に提供 (販売) できない契約内容になっているとすれば、それは不公正な契約慣行ではないかとの問題意識がある。

<sup>4</sup> 本論点に関する欧米の対比についての邦語文献として、岸本充生・プラットフォームビジネス研究会「パーソナルデータ取引の倫理的・法的・社会的課題 (上)」法律時報 1163 号 (2021) pp.106-112

また、B2G データについて、新型コロナウイルス感染症対策の中で改めて浮き彫りになった通り、位置情報など企業が保有するデータを政府に共有し、政策立案などの基礎とすることは非常に有効だが、そのフレームワークはこれまで十分に整備されてこなかった。現状では、政府が企業に報告義務を課す形で「召し上げる」か、データを購入すべく個別商談するといった形式になっているが、より効率的で透明性が高い中間形態がありうるのではないかと検討されている。

このほか、データ媒介者 (Data Intermediary) を規制することによってデータ取引の信頼性 (Trust) を担保することをめざす法案「Data Governance Act」、プラットフォーム事業者のマーケットパワーの規律をめざす「Digital Market Act」なども検討が開始されている。

欧州は、ルールだけでなく技術や情報システムも一体的に整備しようとしている。例えば、データ連携基盤プロジェクト「GAIA-X」が 2020 年 6 月に正式発足した。データ保護を技術で担保しつつ、業界横断のデータ流通を促進することがめざされている。背景には、GDPR などのルール整備はしたものの、実際のデータ市場は欧州外の事業者に席卷され「データ主権」が脅かされているとの課題意識があると見られる。

加えて、ビジネスやデータのエコシステムも育成しようとしており、エネルギーやヘルスケアなどのユースケースを想定しつつ、2024 年末までに合計で約 1 億 9,000 万ユーロの拠出を見込んでいる。

### 4. 中国の動向

AI・データのエコシステム形成に成功しているのが、中国である。いわゆる「BATH (Baidu, Alibaba, Tencent, Huawei)」と呼ばれる中国資本の大手 IT プラットフォーム企業群の隆盛は言をまたないが、今回はデータ取引市場について触れておきたい。

中国政府による強い後押しもあり、2000 年代初頭から、各自治体や民間企業によってデータ取引市場が創設されはじめた。現在、10 以上のデータ取引所で、金融、エネルギー、モビリティ、農業、観光、教育、ヘルスケアなど多分野のデータセットや分析結果などが売買されている。

例えば、車載カメラの画像データが取引され、道路状況を検知する AI の教師データとして利用されている。さらに、データセットが取引されるだけでなく、データの収集代行、加工 (クレンジングやアノテーション

ン付与)、品質評価、APIの構築などのサービスも提供されていると報告されている<sup>5</sup>。BATHだけでなく、新興企業がその恩恵にあずかっているといえよう。

2021年3月には「北京国際ビッグデータ取引所(Beijing International Big Data Exchange)」の設立が話題になったが、これは中国政府が国際的なデータ流通のハブとする意欲を示したものと評価できる。

他方、データ収集時の同意取得不備など、中国のデータ取引市場はガバナンス上の課題が指摘されてきた。もっとも、現在は各種ルールの整備が急速に推進されている。例えば、2021年8月、個人情報保護法が成立した。加えて、既存の競争法やデータ保護法に基づく執行強化が相次いで報道されており、BATHもその対象になっている。

また、2021年9月には、データ統制を強化するデータセキュリティ法(中華人民共和国数据安全法)も施行された。既存のサイバーセキュリティ法と同様に、国家安全保障と公益保護が立法目的となっている。「重要データ」の保護が強化され、越境データ移転の制限が高まっている。

## 5. インドの動向

ルール形成を進めているという点では、インドも同様である。インドには、情報技術法(IT法)とその関連規定はあるが、包括的なデータ保護法制ははまだ整備されていない。GDPRを参考にした個人情報保護法案(PDPB19, Personal Data Protection Bill 2019)が議論されているものの、成立には至っていない。もっとも、インドはIT分野のオフショア開発受託事業などが盛んということもあり、諸外国のビジネス・パートナーからの信頼を得る意味でも、データ保護の水準を引き上げることが急務となっている。

他方で、個人情報や重要情報を保存するためのサーバー設備などの国内設置を求める「データローカライゼーション」も並行して議論されている。この背景には、外国資本の強力なプラットフォーム事業者に、自国の市場が席卷されるとの懸念があると見られる。

そこで、インドはデジタルインフラを強化している。インドの国民IDシステム「アドハー(Aadhaar)」を構築するための立法により、名前、住所、性別、生年月日だけでなく、目の虹彩、指紋などの個人情報も登

<sup>5</sup> 田中総一郎「中国・韓国におけるビッグデータ流通プラットフォーム」(2020)  
[https://www.hitachiconsulting.co.jp/column/asia\\_data/03/index.html](https://www.hitachiconsulting.co.jp/column/asia_data/03/index.html)

録し、銀行口座情報や納税情報などと突合して管理できるようになった。プライバシー侵害を理由として訴訟が提起されたものの、国民の自発的な登録が進むのは、明確な便益があるためだ。すなわち、以前は給付金や助成金が不正などにより中抜きされていたが、IDと銀行口座がひも付き直接入金されるようになったため、国民の受領額が増えたという。また、国民の中には自身の生年月日を言えない人もおり、本人を認証するのに生体認証技術を活用する必要があるとされている。アドハーによって、社会参画や包摂が促進され、市民のエンパワーメントにつながったとの評価もある。

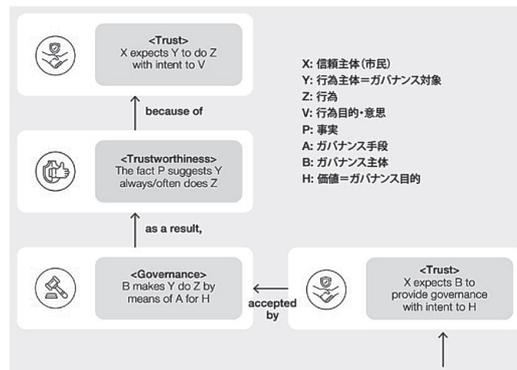
## 6. 日本の方向性

ここまで見てきた通り、各国のAI・データのルールとシステムは、それぞれの産業構造や政治文化を反映して形成されている。サイロ化しがちであり、いわば「遠心力」が働いている状態と言えよう。何もしなければ、バラバラになってしまう。

しかし、グローバルに事業を展開し、越境データ移転やAI・ロボットの多拠点展開が必須となる企業にとって、こうした「遠心力」は障壁となりうる。そのため、国際的なインターオペラビリティを担保することが大きな課題となっている。なお、ここで言うインターオペラビリティは、中央集権的にひとつのルールを設定したり、包括的な標準化をしたりするものではない。各国のルールの違いを前提としつつも、グローバルなデータ流通を担保すべく、自国ルールについて他国の理解を得られるよう説明責任を果たし、相互接続のために何が必要かを定義し、「各国のルールのギャップを補う架け橋」を整備するものだ。

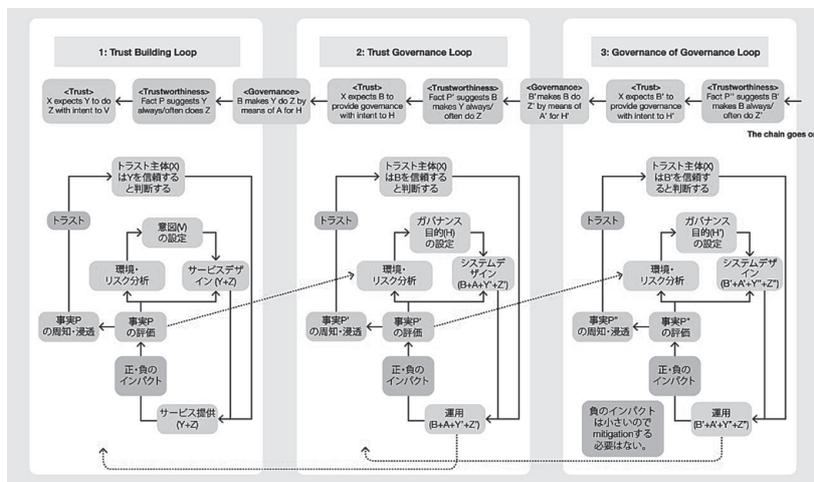
このような国際交渉を前提とした構想こそが、日本から提唱された「DFFT(Data Free Flow with Trust, 信頼ある自由なデータ流通)」である。

DFFTは、2019年1月にダボスで開催された世界経済フォーラムの年次総会において安倍晋三首相(当時)の演説で初めて示され、同年6月に日本がホスト国となったG20大阪首脳宣言と、G20貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明に反映された。2020年のG20リヤド首脳宣言を経て、2021年のG7デジタル・技術担当大臣会合では「DFFTに関する協力のためのG7ロードマップ」が承認され、データローカライゼーションの影響評価、越境データ移転に関する各国政策の比較分析、信頼性のあるガバメントアクセスのための指針策定、データの相互共有の促進について具



資料：World Economic Forum (2021), Rebuilding Trust and Governance: Towards Data Free Flow with Trust (DFFT)

図表2 トラスト・ガバナンス・フレームワーク



資料：World Economic Forum (2021), Rebuilding Trust and Governance: Towards Data Free Flow with Trust (DFFT)

図表3 ガバナンスのエコシステム

体的な成果をめざすことが合意された。

DFFTにおける「Trust (信頼)」の理論的意義については、日立製作所、経済産業省、世界経済フォーラムの三者が協働執筆した白書「Rebuilding Trust and Governance: Towards Data Free Flow with Trust (DFFT)」に詳しいが<sup>6</sup>、信頼できるという感覚である「信頼性 (Trust)」と証拠・実績・観測などから裏付けのある「信頼相当性 (Trustworthiness)」とを区別した上で、信頼相当性を証明するトラストアンカーを増強し、それらを連鎖させ、継続的に信頼性を構築し続けるためのフレームワークを提言している (図表2)。

トラストアンカーやその連鎖 (トラスト・チェーン) は、特定の政府・企業が統括や管理をする訳ではなく、エコシステムの中で相互にトラスト・ガバナンスを評価し合うような形態が想定されている (図表3)。

来る2023年、日本は、G7サミットのホスト国とな

<sup>6</sup> <https://jp.weforum.org/whitepapers/rebuilding-trust-and-governance-towards-data-free-flow-with-trust-dfft>

る予定だ。前回ホスト国となった2016年、日本はAIのルール形成について主導的役割を果たした。G7香川・高松情報通信大臣会合で、AIネットワーク化が社会経済に与える影響の分析をAIの開発原則の議論へとつなげていくことを提案し、各国やOECDといった国際機関と連携していく道筋をつけた。

「DFFT」提唱から間もなく3年となり、提唱者として成果を示すまたとない好機だ。「求心力」の発揮が期待される。

執筆者紹介



工藤 郁子 (くどう ふみこ)  
世界経済フォーラム  
第四次産業革命日本センター  
プロジェクト戦略責任者  
東京大学未来ビジョン研究センター客員  
研究員、大阪大学社会技術共創研究セン  
ター招聘教員、一般社団法人日本デー  
プラーニング協会 (JDLA) 有識者会員な  
ども務める。共著に『AIと憲法』日本経  
済新聞出版社 (2018)、『ロボット・AIと法』有斐閣 (2018) など